

ウクライナ国別研修

国際協力部教官

石 水 佑 佳

第1 はじめに

令和7年12月1日（月）から同月13日（土）まで（移動日を含む。）、ウクライナ司法省、国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAPO）及び高等反汚職裁判所（HACC）の職員21名を研修参加者として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の第1回国別研修を実施した。

本稿では、その研修概要を紹介する。

なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

国際協力部（以下「当部」という。）は令和6年1月にウクライナ司法省から法制度整備支援の要請を受け、同年8月には小泉法務大臣（当時）が同国キーウを訪問し、我が国法務省とウクライナ司法省との間で、汚職対策、人材育成を含む法務・司法分野における組織能力に関する協力覚書（MOC）を締結した。

そこで、当部は、この協力覚書を踏まえて、ウクライナを対象に、法務・司法分野における二国間での新たな協力関係の構築に向けて法制度整備支援を開始すべく、同年12月に実施した法整備支援連絡会にリウドミラ・スハク司法副大臣（現大臣代行）を招へいして基調講演を実施していただいたところ、同副大臣から汚職対策や我が国の裁判制度など様々な司法分野に関する関心が示された。

当部は、これをきっかけにウクライナ司法省との具体的な協議を開始したところ、ウクライナから汚職対策等についての支援要請があった。

ウクライナは、EU加盟を憲法に明記しており、EU加盟交渉では、第1クラスター（政治的基準）が最初の交渉の対象となる。この第1クラスターでは、EU加盟に要求される政治的基準を満たすため、司法改革、汚職対策、人権と民主主義の尊重などへの対応が求められることから、EU加盟を目指すウクライナにとっては、汚職対策は極めて重要なものであるところ、反汚職NGOである Transparency International が発表している令和6年の世界の腐敗認識指数において104位と下位に位置するなど、汚職対策はウクライナの喫緊の課題となっている。

ウクライナ司法省からは、汚職対策に関して、日本の汚職捜査における捜査手法の中でも特に科学捜査に関する知見を提供してほしい旨の要請がなされた。

そこで、当部は、JICAとも協議し、汚職対策に関してはJICAの枠組みで国別研修を行うこととし、今回の国別研修（以下「本研修」という。）を実施したものであ

る。

具体的には、ウクライナの支援ニーズを踏まえ、ウクライナの司法省の科学捜査を担当する部署、国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAP O）及び高等反汚職裁判所（HACC）の職員を招へいし、日本における汚職防止に関する法制度の知見、日本における汚職捜査を含む捜査・公判に関する知見、日本における各種科学捜査に関する専門的知見を、それぞれ提供することとし、また、今後の継続的支援に役立てるために、ウクライナの汚職機関の機能や役割等の知見を日本側に共有してもらうべく、研修参加者による発表も実施することとした。

本研修の参加者は別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

第3 研修内容

(1) 日本における汚職に関する法制度に関する知見の提供

「日本における汚職防止に関する法制度」をテーマとして、法政大学今井猛嘉教授に、刑法に規定されている日本の汚職防止法制度の説明、賄賂罪の保護法益や定義、特徴、民事・行政制裁を有効に活用しつつ、刑法によって罰則を規定するという日本の仕組みなどにつき、判例を交えながらご講義いただいた。研修参加者からは、刑法以外の汚職関係規定に関する質問や紹介された裁判例（ロッキード事件）に関する質問がなされた。

楠茂樹教授からは「日本の公共調達における不正防止と競争確保の法政策、公共調達制度の概要と透明性確保」をテーマにご講義いただいた。具体的には、日本の公共調達制度がWTO-GPAに準拠し、会計法及び地方自治法の下で運用され、GPAに適合した競争的な契約選定プロセスを確保されており、指名競争入札、一般入札、随意契約の3つの方法で行われていることをご説明いただいた。日本の腐敗認識指数はウクライナよりも上位であるものの、日本は、EUから、契約制度における透明性や情報公開性について不十分であり、海外企業が情報を入手することが困難な制度になっているとの指摘を受けていることなどが紹介された。研修参加者からは官製談合の捜査の端緒に関する質問や入札制度に関する質問があり、活発な議論がなされた。

(2) 日本における汚職捜査を含む捜査・公判に関する知見の提供

当職から、「日本における汚職捜査機関、科学捜査の役割」と題して日本の一般的な刑事手続に関する制度を紹介する講義を行った。ウクライナと異なり、日本には汚職捜査を専門に行う捜査機関や汚職事件を専門に扱う裁判所がないこと、警察、検察といった捜査機関の組織内に科学捜査を専門に行う部署が設置されていること（ウクライナの科学捜査部門は司法省内にあり、NABUやSAP O内に科学的鑑定を行う部署はない。）を紹介した。

齋藤隆博弁護士（元東京高等検察庁検事長、元東京地方検察庁特別捜査部部長）から「日本の汚職捜査」と題してご講義をいただいた。東京地方検察庁及び大阪地方検察庁に設置されている特別捜査部の紹介や、汚職捜査を担当する機関の独立の重要性

などをご講義いただいた。

(3) 日本における各種科学捜査に関する専門的知見の提供

警視庁刑事部の職員から携帯電話機及びコンピューター解析、防犯カメラ捜査、指紋に関するご講義をいただいた。

警視庁交通鑑識課の職員からは、実際の道路の状況から地図を作成するシステムについて、実際に機材を使用して実演を行っていただいた。

警視庁科学捜査研究所の職員からはポリグラフ検査に関する講義をしていただき、その中で、研修員1名に対して検査を実施するなどしていただいた。

また、最高検察庁内に設置されたデジタル技術等が用いられた犯罪に対応する部署であるJPEC所属の検事から、その活動内容等の紹介をしていただいた。

(4) ウクライナ側の発表について

国立科学センター（司法省傘下）所属の研修参加者から、同センターで行われている様々な鑑定（建設技術や音声、美術、材料や物質の鑑定等）の紹介をしていただき、鑑定に使用された器具の紹介がなされた。

ウクライナでは、司法鑑定は全て法律に定められていること、鑑定人となるためには、資格が必要であり、資格を取るためには、専門の学部を卒業し、研修を受けて試験に合格することが必要であり、その後国家名簿に登録されて初めて国家司法鑑定士として認められること、司法省では、鑑定人としての資格だけでなく、鑑定方法等についても取りまとめていること等の説明があった。

キーウ法科学研究所（司法省傘下）所属の研修参加者から、筆跡鑑定、指掌紋鑑定、精神鑑定、言語学鑑定等の手法や機材の説明がなされた。

NABU所属の研修参加者からは、2014年にNABUが設立され、2016年に最初の事件を裁判所に送致したことといったNABU設立の経緯や、SAPPOがNABUの捜査の手続上の指導を行っているというウクライナの制度の説明がなされた。

SAPPO所属の研修参加者から、SAPPOの設立経緯につき、「マイダン革命」の後で、汚職との戦いが重要となり、EUやアメリカ、IMF等の支援を受けて2015年に検察庁の中の特別の機関としてSAPPOが設立されたが、捜査妨害や情報漏洩といった問題が起こり、更なる独立の必要が生じたことから、2024年に財政的、人的、手続的に検察庁から完全に独立したことが紹介された。

また、SAPPOについて、優秀な人材を確保する必要から、難しい試験があり、高い給料が保証されていること、SAPPOはNABUが捜査した事件を起訴する役割を担っていること、日本の検察とは異なり、捜査段階では自ら捜査は行わずにNABUによる捜査を監督するのみであること、汚職による不当利得の回収（民事的没収）も行うことなどについて説明があった。ウクライナでは、国民（主に公務員のことと思われる。）の有している資産の中で、その財源を説明できないものについては、没収できるとのことで、このような制度を利用して、汚職などによって生じた不当な利益

を手元に残させないようにしているとのことであった。

一時期問題となっていたロゾヴォイ修正法（ウクライナの汚職事件については、捜査を開始してから一定期間が経過すると時効が成立し、その後は捜査も起訴もできなくなる法律。）は一部廃止になって、期間の制限はなくなったこと、現在その他残っている条項も廃止にしようとしていることなどについて説明があった。

S A P Oが直面している課題として、2025年には、S A P OやN A B Uの独立に対する脅威が発生し、N A B UとS A P Oのトップが海外出張中の2日間の間で、独立を阻害する法律が制定され、その法律とともに、N A B UとS A P Oの予算を40パーセントに減らす決定も出たこと、そこからこれに反対する国民のデモがウクライナ各地で起こり、「段ボールのデモ」と呼ばれたこと、結局、このデモを政府も無視できずに、すぐにN A B UとS A P Oの権限を回復させる法律が制定されたことが述べられた。

その他、S A P Oの目標として、情報を保護するためのデジタル化の推進、分析・報道センターの創設、汚職に対する規範意識の涵養、検察官の人数増、人材育成などが挙げられた。

H A C C所属の研修参加者から、2019年から2025年までのH A C Cの活動等について発表があった。

H A C Cには第1審及び控訴審、最高裁としての機能があり、刑事や民事の事件を取り扱っていること、裁判だけではなく、裁判前のコントロールも役割の一つであり、ロシアに関わっている人や事件に関する行政事件も取り扱うことの紹介があった。

H A C C設立の経緯として、2018年に高等反汚職裁判所に関する法律が制定され、2019年に創設されたこと、創設と共に従来の裁判所からいくつかの事件が移管されたことが紹介された。H A C Cの裁判官になるためには、厳しい選考審査があり、現在も25名の裁判官を募集していること、過去10年間で警察官や検察官であった人はH A C Cの裁判官にはなれないとのことであった。

H A C Cの課題としては、裁判官数の増加、資源の確保、関係者の嫌がらせによる裁判の長期化などが挙げられるとのことで、特にウクライナでは、被疑者が起訴された後もその事件に関する時効は進行するため、弁護士が時効成立を狙って裁判を長期化させることがあるとのことであった。

(5) その他

経済協力開発機構（O E C D）の職員から「汚職防止条約の法的枠組み及びO E C D汚職作業部会ツールを活用したより良い国際協力の実現」をテーマにご講義いただいた。

第4 終わりに

本国別研修は、ウクライナの汚職対策に関する初めての国別研修であり、ウクライナ

のニーズに応え、汚職捜査に関する講義だけでなく、幅広い日本の科学捜査に関する知見を提供した。研修参加者からはウクライナに持ち帰って、同僚に共有したいという声が聞かれ、本研修で提供した知見が、今後ウクライナで更に共有されることを見込まれる。日本の汚職捜査や科学捜査に関する有益な知見を共有できた本研修は十分にその目的を達したと評価できる。また、ウクライナ側の発表から、ウクライナ側の法・司法制度を把握することができた。

他方で、本国別研修では、ウクライナの司法省に所属する様々な科学捜査を行う部署の専門家、汚職捜査機関、汚職事件の裁判を担当する裁判官という多様な立場の者が研修に参加した。それゆえ、講義によっては、特定の研修参加者には畑違いとなってしまいうものもあったと思われ、総括質疑では、専門分野毎の研修を実施してほしいという意見が出されるなど、今後の研修の在り方については検討を要する。

次回以降は、本国別研修で得たウクライナの汚職対策機関や科学捜査に係る機関の法・司法制度や役割を踏まえ、より専門性の高い研修を実施していきたい。

最後に、この場を借りて、本研修で講師を務めていただいた先生方、本研修にご協力いただいた関係者の皆様に心から御礼を申し上げたい。

令和7年度ウクライナ国別研修 日程表
【令和7年12月1日（月）～12月13日（土）（移動日を含む。）】

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
12 / 1	月	【入国】				
12 / 2	火	10:00 JICAオリエンテーション	10:30 10:45 ICDオリエンテーション	12:00 14:00 【講義】日本における汚職捜査機関、科学捜査の役割	16:30	
		JICA市ヶ谷		石水教官	JICA市ヶ谷	
12 / 3	水	10:00 【講義】日本における汚職防止に関する法制度	12:00	14:00 【講義】日本における汚職防止に関する法制度	16:30	
		法政大学 今井猛嘉教授		法政大学 今井猛嘉教授	JICA市ヶ谷	
12 / 4	木	10:00 【講義】科学捜査（携帯電話解析）	12:00	14:00 【講義】科学捜査（コンピューター解析）	16:30	
		警視庁捜査支援分析センター（SSBC）所属警察法務省（赤レンガ棟）		SSBC所属警察官	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 5	金	10:00 【発表】ウクライナ司法省発表（ウクライナの汚職捜査における科学捜査の活用）	12:00	14:00 【発表】NABU発表（NABUの汚職捜査における役割・機能、課題等）	16:00	
		JICA市ヶ谷		【講義】OECD講義「汚職防止条約の法的枠組み及びOECD汚職作業部会のツールを活用したより良い国際協力の実現」	17:00	
		JICA市ヶ谷		JICA市ヶ谷	JICA市ヶ谷	
12 / 6	土	休務日				
12 / 7	日	休務日				
12 / 8	月	10:00 【講義】日本の公共調達における不正防止と競争確保の法政策、公共調達制度の概要と透明性確保	12:00	14:00 【講義】科学捜査（3次元カメラの活用）	15:30	
		筑波大学 橋茂樹教授		警視庁交通捜査課警察官	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 9	火	10:00 【講義】日本の汚職捜査	12:00	14:00 【講義】科学捜査（防犯カメラ）	17:00	
		齋藤隆博弁護士（元東京高検検事長）		SSBC所属警察官	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 10	水	10:00 【講義】科学捜査（ポリグラフ検査）	12:00	14:00 【講義】科学捜査（指紋）	17:00	
		科学捜査研究所研究員		警視庁鑑識課	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 11	木	10:00 【発表】ウクライナ側発表（SAPOの組織概要、汚職捜査における役割・機能、課題、HACCの組織概要、役割・機能等）	12:00	14:00 【講義】最高検JPEC講義	17:00	
		法務省（赤レンガ棟）		JPEC所属検事	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 12	金	修了式				
						JIC
12 / 13	土	帰国				

令和7年度ウクライナ国別研修

1	スタドニク オレナ
	Ms. STADNIK Olena
	司法・刑法局法科学活動規制・法務支援本部本部長
2	ビコヴァ テティアナ
	Ms. BYKOVA Tetiana
	リヴィウ法科学研究所キーウ支局部長
3	アリエクシエイシュク ヴィクトリア
	Ms. ALIEKSIEICHUK Viktoriia
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」キーウ支局科学・方法論研究・大学院教育部次長
4	サフシェンコ イリーナ
	Ms. SAVCHENKO Iryna
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」スーミ支局副部長
5	コヴキナ イェヘニア
	Ms. KOVKINA Yevheniia
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」筆跡・言語・心理額・アート調査研究室室長
6	オクネヴィッチ イリーナ
	Ms. OKUNEVYCH Iryna
	ドニプロペトロウシク法科学研究所経済調査研究室室長
7	ラスノヴァ スヴィトラーナ
	Ms. LASUNOVA Svitlana
	オデーサ法科学研究所科学・方法論・情報分析支援部部長
8	フバノヴァ イリーナ
	Ms. HUBANOVA Iryna
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」経済法科学調査課課長・法学博士
9	ソボリエヴァ ソフィア
	Ms. SOBOLIEVA Sofia
	キーウ法科学研究所所長補佐
10	シェフチュク ヴァレンティン
	Mr. SHEVCHUK Valentyn
	キーウ法科学研究所内部セキュリティ部部長
11	サマリン ドミトロ
	Mr. SAMARIN Dmytro
	キーウ法科学研究所デジタル情報研究部部長
12	ボイミストルク アンドリー
	Mr. BOIMISTRUK Andrii
	オデーサ法科学研究所所長補佐

13	シチ イホール
	Mr. SYCH Ihor
	独立法科学研究センター経済・商品・建設技術研究局チーフ法科学専門員
14	フルント ナタリア
	Ms. HRUNT Nataliia
	ドニプロペトロウシク法科学研究所商品調査研究室法科学専門員
15	クズネストフ ヴォロディミール
	Mr. KUZNETSOV Volodymyr
	法科学研究センター情報技術・知的財産分野法科学専門員
16	パヴリシン オレフ
	Mr. PAVLYSHYN Oleh
	高等反汚職裁判所上訴審裁判官
17	サランディアク オルガ
	Ms. SALANDIAK Olga
	高等反汚職裁判所裁判官
18	サバダ オレクサンドル
	Mr. SABADA Oleksandr
	特別反汚職検察検事
19	ヴァシレンコフ ボリス
	Mr. VASYLENKOV Borys
	特別反汚職検察検事
20	ストフバン アンドリー
	Mr. STOVBAN Andrii
	国家反汚職局第三刑事本部上級刑事
21	プロコペンコ ボグダン
	Mr. PROKOPENKO Bogdan
	国家反汚職局第一刑事本部刑事

教官 / Professor 廣田 桂 (HIROTA Kei) 石水 佑佳 (ISHIMIZU Yuka)

国際専門官 / Administrative Officer 神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo)